

最高裁は公平公正な判断を!

偽装請負行為事件について最高裁署名の集約強化を

関西合同支部大陽液送分会大田貨物班で闘われる偽装請負裁判は最高裁判所での闘いに移っています。

大田貨物運送は大陽液送と業務委託(請負名目)契約を締結、タンクローリーによる高圧ガス輸送の仕事をおこなっています。組合員である大田貨物タンクローリー乗務員は大陽液送から無償で支給された大陽従業員と同じ制服にヘルメット、大陽液送所有のタンクローリーを使用し、大陽液送の指揮命令の下、大陽液送のローリー乗務員と同じ仕事をしています。しかしながら大陽液送の乗務員と大田貨物の乗務員は同じ業務であるにも関わらずに賃金に大きな格差が存在しています。

就労実態を検証すると、大田貨物は太陽液送に労働力として派遣しているに過ぎず、大田貨物として独立し高圧ガス輸送業務を遂行しているとは言えません。業務委託契約を隠れ蓑にした労働者派遣契約である事が明らかであり、いわゆる「偽装請負」となっています。

大田貨物班では、大阪高裁が大阪地裁の判決の誤りを正し、司法の役割を発揮し、公正公平な判断をもとめて控訴しましたが、願いも虚しく棄却となり、大阪高裁までも不当判決を下しました。

最高裁判所が大阪高裁判決の誤りを正す為、この事件を上告受理し、的確な事実認定と公正な法的判断をおこなうよう「建交労大陽液送分会大田貨物班の偽装請負裁判・上告受理および公正判決を求める請願署名」をとりこんでいます。2024年1月29日に第一次分を最高裁判所へ提出する予定となっていますので、各職場及び全組合員からの署名集約を強化し、全国酸素部会及び中央本部に送付する場合は1月20日必着でお送りいただきますようお願いいたします。



大型最高速度 90 kmへ・送料無料は規制せず

12月22日、第4回目となる警視庁による「高速道路における車種別の最高速度のあり方に関する有識者検討会」が開催され、高速道路における大型貨物自動車の最高速度を80 km/hから90 km/hへ引き上げる方針を固めました。実施時期は2024年4月からとしています。

労働組合(建交労・運輸労連・交通労連)や交通事故被害者の会によるヒヤリング結果やアンケート調査結果などが資料として示され、反対の意見が多数となっているなか、2024年問題を口実にした引上げがおこなわれます。(別紙、高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言(概要)参照)

また、政策パッケージにおいて「運賃・料金が消費者向けの送料に適正に転嫁・反映されるべきという観点から、「送料無料」表示の見直しに取り組む」こととされ、議論が進められてきましたが、12月19日、消費者庁において別紙の様にとりまとめられ、事業者の自主的なとりくみとすることに留まりました。